十九　次に掲げる事項のいずれかに該当する地熱発電設備（蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔（第二十一号において「地上設備」という。）並びに蒸気井及び還元井の全部を更新するものに限る。以下「第一種特定地熱発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

イ～ハ　［略］

十九の二　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの

十九の三　第一種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上一万五千キロワット未満のもの

二十　［略］

二十一　地熱発電設備（地上設備の全部を更新するものであって、かつ蒸気井又は還元井の全部又は一部を継続して使用するものに限る。以下「第二種特定地熱発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

二十一の二　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が五十キロワット以上千キロワット未満のもの

二十一の三　第二種特定地熱発電設備であって、その出力が千キロワット以上一万五千キロワット未満のもの

二十二　［略］

二十三　バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備（以下「メタン発電設備」という。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

二十三の二　メタン発電設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの

二十三の三　メタン発電設備であって、その出力が二千キロワット以上一万キロワット未満のもの

二十三の四　メタン発電設備であって、その出力が一万キロワット以上のもの

二十四　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。以下同じ。）（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（メタン発電設備、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「一般廃棄物発電設備」という。）及び産業廃棄物（同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「産業廃棄物発電設備」という。）又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号から第二十五号において同じ。）であって、その出力が五十キロワット未満のもの

二十四の二　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が五十キロワット以上二千キロワット未満のもの

二十四の三　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備であって、その出力が二千キロワット以上一万キロワット未満のもの

十九　次に掲げる事項のいずれかに該当する地熱発電設備（蒸気タービン、発電機、復水器及び冷却塔（第二十一号において「地上設備」という。）並びに蒸気井及び還元井の全部を更新するものに限る。次号において「第一種特定地熱発電設備」という。）であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの

［新設］

イ～ハ　［略］

［新設］

二十　［略］

二十一　地熱発電設備（地上設備の全部を更新するものであって、かつ蒸気井又は還元井の全部又は一部を継続して使用するものに限る。次号において「第二種特定地熱発電設備」という。）であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの

［新設］

二十二　［略］

二十三　バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備

［新設］

［新設］

［新設］

二十四　森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（バイオマスのうち木竹に由来するものをいう。以下同じ。）（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（前号に掲げる設備、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「一般廃棄物発電設備」という。）及び産業廃棄物（同条第四項に規定する産業廃棄物をいう。）であるバイオマスを電気に変換する設備（以下「産業廃棄物発電設備」という。）又は石炭を原料とする燃料を混焼させるものを除く。次号において同じ。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの

［新設］

［新設］